

ふれあいいいきいきサロン助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が推進している小地域福祉活動の振興を図るため「ふれあいいいきいきサロン活動」（以下「サロン活動」という）に対して「ふれあいいいきいきサロン助成金」（以下「助成金」という。）の交付を行うために必要な事項を定める事を目的とする。

(定 義)

第2条 サロン活動とは、町内会館、いこいの家、個人宅等の場所を活用し、民生委員やボランティアなどの住民と参加者が共同企画で実施する出合いや仲間づくりの場で、高齢者、障害者、介護者、子育て中の親などが、希薄化する近隣関係から起こる閉じこもりや孤立を防止する活動をいう。

(対 象)

第3条 葉山町内で実施するサロン活動を行う団体で、且つ他からの支援を受けていない活動を対象とする。

(助成金額)

第4条 助成金の種類は活動資金及び設備資金とする。

2 活動資金は次の各号に掲げる金額を上限に助成することができるものとする。

(1) 開催回数が年間20回以上のサロン活動は、年間50,000円

(2) 開催回数が年間20回未満のサロン活動は、年間15,000円

3 設備資金は活動開始初年度及び設備資金交付から5年以上経過している場合、活動資金に加え年間30,000円を上限に助成することができるものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成の交付を受けようとする者は「ふれあいいいきいきサロン助成金申請書」（第1号様式）により、社協会長へ申請するものとする。

(交付の決定及び支払い)

第6条 社協会長は第5条による申請を受けた場合、速やかに助成金交付を行うかどうかの審査を行い、交付を認めるときは速やかに「ふれあいいいきいきサロン助成金交付決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知し、決定額を支払うものとする。

(書類の整備)

第7条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る帳簿を備え、収支及びその他について明確にしておかなければならない。

2 社協会長は、必要と認めるときは前項の帳簿等を調査することができる。

(事業の変更及び廃止)

第8条 当該助成金により実施する事業を変更し、又は廃止しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

(届け出事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を社協会長に届け出なければならない。

(1) 所在地又は申請者の名称を変更したとき

(2) 代表者を変更したとき

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、当該年度の3月31日までの活動及び決算の実績について、翌年度の4月15日までに社協会長に「ふれあいいいききサロン助成金報告書」(第3号様式)により報告を行うものとする。

(交付の取り消し又は返還)

第11条 次号に掲げるいずれかに該当したときには、社協会長は助成金の交付を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) 事業の実施方法又は助成金の使途が不適切と認められたとき

(4) 事業の全部又は一部を行わないことになったとき

2 社協会長は、助成金を返還させるときは、「ふれあいいいききサロン助成金返還請求書」(第4号様式)により当該団体に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月15日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。